

滋賀県土地開発公社電子入札実施要綱（運用編）

第1 利用者登録について

滋賀県土地開発公社が行う電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、滋賀県土地開発公社の電子入札システム（以下「システム」という。）に、利用者登録をしなければ滋賀県土地開発公社の行う電子入札に参加できません。また、利用者登録は滋賀県が作成する建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていない者は、利用者登録を行うことができません。

1-1 電子入札に必要なICカードについて

ICカードは、認定認証事業者（電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者をいう。）が発行するものであって、次のいずれかの名義で取得したものを使用してください。

- (1) 名簿に登載されている代表者（県外に主たる営業所を有する事業者であって、営業所等から、入札参加している者にあつては、当該営業所の代表者）の名義で取得したものを使用してください。
- (2) 共同企業体の場合には、代表構成員が代表構成員の代表者等の名義で取得したものを使用してください。なお、共同企業体の構成員が、既にシステムに利用登録している場合は、当該利用者登録をしているICカードを、共同企業体用のICカードとして利用することができます。
- (3) ICカードを紛失、失効、閉塞または破損した場合に備え、同一名義人の予備のICカードを準備することを推奨します。

1-2 登録の方法等について

- (1) 入札参加システムへの登録は、滋賀県土地開発公社のホームページに掲載している電子入札ポ

ータルサイトから行うものとし、登録番号および業者登録名称は、滋賀県から交付された電子入札参加登録に係る業者番号（10桁）の左から1桁目を削除した番号と業者登録名称を使用して、登録してください。

ただし、登録が完了している場合であっても、ICカードを紛失、失効、閉塞または破損した場合は、入札に参加できない場合があります。

- 注：① 名簿に登載されている情報とICカードの情報が異なる場合は、登録できません。
- ② 県外に主たる営業所を有する事業者で営業所等から入札参加している場合は、当該営業所の代表者名義（支店長名等）で取得したもので登録してください。
 - ③ 個人事業者の場合は、事業者名（個人名）で取得したカードで登録してください。
 - ④ 業者名称は、全角文字で登録してください。

1-3 登録の変更について

ICカードの登録情報の内容に変更があつた場合は、滋賀県土木交通部監理課に入札参加

申請書記載事項変更届を提出するとともに、新たなICカードを取得し、変更後のICカードで新たにシステムに登録してください。ただし、県内に主たる営業所を有する者であって、市町の合併等により所在地の表記が変更になった場合（町名や字名が変更になった場合を含む。以下同じ）は、変更届の提出は必要としません。

〔変更の手続き〕

- ① 認定認証事業者に対し、新しい名義のICカードの取得手続きを行ってください。
- ② 滋賀県土木交通部監理課に入札参加申請書記載事項変更届を郵送または持参により、提出してください。
- ③ 新たなICカードの登録は、1-2に従って改めてシステムに登録してください。

1-4 ICカードが失効した場合について

入札参加者は、代表者等のICカードに登録されている情報に変更があった場合（県内に主たる営業所を有する者であって、市町の合併等により所在地の表記が変更になった場合を除く。）やICカードの有効期限切れによりICカードが失効した場合は、当該ICカードによる電子入札への参加はできません。

注： 滋賀県の場合は、有効期限が切れる前にシステムにより応札すれば、開札時において有効期限が切れても、有効な入札として取り扱われますが、滋賀県土地開発公社の場合は無効となりますので注意してください。

また、一般競争入札（制限付き一般競争入札および簡易型一般競争入札）の競争参加資格確認申請において、法人名・代表者等の変更に伴いICカードが使用できない場合には、当該変更事由が発生した翌日から4週間に限り（4週間の間にICカードの交付を受けられなかったときは2週間延長）、紙により同申請を行うことができます。この場合、事前に滋賀県土地開発公社にて承認手続が必要です。

1-5 不正行為等による入札の取扱について

入札参加者がICカードを不正に使用し、虚偽の入札参加資格申請・入札書の提出をするなど不正な行為により入札を行った場合は、その入札を無効にするとともに、滋賀県が定める建設工事等入札参加停止基準等により入札参加停止を行う等契約事務上、相当の措置を取ります。

〔不正使用した場合の例示〕

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 同一案件に対し、同一の者が故意に複数のICカードを使用して電子入札に参加した場合
- ③ 代表者等に変更があるにもかかわらず、変更前のICカードを使用して入札に参加した場合（県内に主たる営業所を有する者であって、市町の合併等により所在地の表記が変更になった場合を除く。）

第2 案件登録について

滋賀県土地開発公社の入札執行者（以下「入札執行者」という。）は、電子入札により入札

を行うこととした案件（以下「案件」という。）について、登録を行います。

2-1 各受付期間等の設定について

案件の入札書受付締切予定日時は、原則として開札予定日時の前日の午後4時に設定します。また、積算内訳書の開封は、開札と同時に行います。なお、その他の期間、日時等の設定に当たっては、各入札方式とも従来の紙入札の取扱に準じて設定します。

注： 日時等の設定は、滋賀県土地開発公社の休日を定める規程（平成元年滋賀県土地開発公社規程第7号）第1条に規定する休日を除きます。

2-2 入札説明書等電子ファイルの形式について

入札参加者がシステムに登録する場合の入札説明書、設計図書等の電子ファイルの形式は、書き換えができないように、原則としてAdobe Acrobatで作成したPDFファイルとします。ただし、積算内訳表については、Microsoft Excel（Excel2007で読みとり可能なもの）により作成したファイルとします。

2-3 公示日等以降の案件の修正および手順について

公示日等の後において、案件の登録情報を修正する必要がある場合は、以下の手順により速かに案件を中止し、同じ案件名で再登録を行います。

- (1) 修正が必要となった案件について、システムにより案件の中止処理を行います。
- (2) 紙入札の登録をいている者に対して、電話等の確実に連絡の取れる方法で案件の登録情報に修正があったことを連絡するとともに「中止通知書」を送付します。
- (3) 既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、電話等の確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等の提出について依頼します。なお、当該案件に対して提出された入札書等は、開封処理等を行いません。

第3 機器等の障害等による開札日時、入札方式等の変更について

3-1 障害等による開札日時等の変更について

入札執行者が案件登録後、システムまたは入札執行者の電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等の障害（以下「障害等」という。）のためにシステムを使用できない場合もしくは複数の入札参加者の電子計算機に障害等が生じた場合は、入札執行者が必要と認めた場合であって、障害等の復旧の見込みがある場合には、開札日時等を変更するものとし、入札参加者に対して、開札日時等を変更することを電話等の確実な方法で連絡するとともに、変更後の開札日時等を日時変更通知書により通知します。

この場合において、変更後の開札予定日時をただちに決定できない場合は、仮の開札日時と開札日時が正式に決定した場合には、その旨を連絡することを記載した日時変更通知書を送信（送信できない場合は、電話等での対応とする。）するとともに、登録した案件の修正を行える場合は、当該案件の修正を行います。

3-2 障害等による紙入札方式への変更について

案件登録後、障害等のためシステムを使用できない場合または複数の入札参加者の電子計算機に障害等が生じた場合で、障害等の復旧の見込みがない場合は、入札方式を紙入札に変

更します。この場合、入札参加者に対して紙入札に変更する旨を電話等の確実な方法で連絡するとともに、開札日時等を入札方式変更通知書により通知します。

第4 資料等の提出方法について

入札参加者がシステムにより送信する提出資料等（入札書および積算内訳書を除く。以下「提出資料等」という。）の作成については、入札執行者が指定するファイルの形式がある場合は、指定の様式により提出してください。

注： システムに添付するファイルは、必ずウイルスチェック行ってください。

4-1 アプリケーションソフトおよび提出資料等を保存するファイルの形式について

入札参加者が、アプリケーションソフトおよび作成した提出資料等を保存するファイルの形式は、次の形式としてください。また、提出資料等を作成する場合において、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用しないでください。なお、提出資料等について、ファイル圧縮をする場合は、LZH形式またはZIP形式によるもので、自己解凍方式でないものにより提出してください。

- (1) Microsoft Word 拡張子が.docまたは.docxで保存されるもの
- (2) Microsoft Excel 拡張子が.xlsまたは.xlsxで保存されるもの
- (3) その他入札執行者が必要と認めたもの

4-2 ウィルス感染ファイルの取扱いについて

入札参加者が提出する提出資料等のファイルにウィルスの感染があることが判明した場合は、ただちにファイルの閲覧を中止するとともに再提出の方法を協議し、完全にウィルスを駆除することができる場合でなければ、システムにより再提出することを認めません。

4-3 紙での提出資料の提出方法等について

入札参加者が提出する提出資料等のうち、次に掲げるものが一つでも含まれる場合は、提出すべき全ての書類を持参して提出してください。この場合、あらかじめ持参する書類の目録（ファイル形式で作成したもの）を添付して、システムにより送信してください。

注： 持参により提出する場合の締切は、システムにより提出する場合の締切日時と同じ日時とします。

- (1) 提出資料等のファイル容量が2MBを超えるもの
- (2) ウィルスの感染があることが判明し、完全にウィルスを駆除することができないもの
- (3) 建設工事共同企業体協定書
- (4) (1)から(3)までのほか、入札執行者が持参により提出することが必要であると認めたもの

第5 入札に関する必要事項について

5-1 入札に関する必要事項について

入札に関する必要事項は、原則として紙入札の場合と同様です。ただし、電子入札に際しては、次ぎに掲げる事項について、留意してください。

- (1) 代理人による入札は認めません。
- (2) 電子入札に際しては、入札金額その他必要な事項の情報の入力、入札者の電子署名および電子証明書が、所定の期間内に入札執行者の電子計算機のファイルに記録されるよう送信してください。
- (3) 入札に使用する IC カードは、名簿に登録された代表者または受任者が取得したものであり、かつ、一般競争入札および公募型指名競争入札においては、入札参加の申し込みで使用した名義人のものを使用してください。
- (4) 第 1 回目の入札金額に対応する積算内訳書に係るファイルを入札書に添付して送信し、その情報が入札執行者の電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されるよう、送信してください。

5-2 入札に関する注意事項について

入札参加者は、入札に関して次の注意事項に留意してください。

- (1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力し、必要なファイルを添付して送信してください。
- (2) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能や電気通信回線への接続状況等の良否により、所要時間に差が生じる場合があるので、時間的な余裕をもて送信作業を行うとともに、入札書の送信後は、必ず入札書受信確認通知を印刷して保管してください。
- (3) 開札手続きに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機により、随時手続の進行状況を確認できる体制をとってください。
- (4) 入札書および積算内訳書を送信し、入札執行者の電子計算機のファイルに入札書および積算内訳書の情報が記録された後においては、入札書および積算内訳書を書き換えし、引き換えし、または撤回することはできません。

第 6 紙入札の届出について

入札参加者で、入札を紙入札により入札を行おうとする者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を持参して入札執行者に提出してください。

入札執行者は、入札を紙により行おうとする者から紙入札参加届出書を受理した場合は、システムに紙入札業者登録を行います。この場合、当該届出書の提出後に再び電子入札に変更することはできません。

注： 紙入札の届出は滋賀県建設工事等電子入札実施要綱別記様式第 11 号により、届け出てください。届出は持参により提出されたもののみ受付の対象としますので、必ず入札書受付締切日時までに入札執行者に持参して提出（宛先は滋賀県土地開発公社）してください。

6-1 紙入札の届出を認める基準について

入札参加者から紙入札参加届出書が提出され、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、入札執行者は、紙入札の届出を受理します。この場合、既にシステムにより行った書類の送信および受信は有効なものとして取扱います。

届出が受理された者は、入札書および積算内訳書を入札書受付締切日時までに入札執行者が指定した場所へ持参してください。

- (1) 指名競争入札において、システムへの利用登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ICカードを取得していないため、システムへの利用者登録をただちに行えない場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をしている場合
- (3) 企業名、代表者等の変更を行うため、ICカードの再取得を申請中の場合
- (4) 電子入札参加者の使用する電子計算機が故障した場合
- (5) (1)から(4)までのほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があり、かつ、入札手続きに支障がないと入札執行者が認めた場合

6-2 入札方式の変更について

入札執行者は、障害等が発生した場合は、入札方式を紙入札に変更することがあります。

第7 入札について

7-1 入札書の提出について

入札参加者は、入札書受付締切日時までに、入札書および積算内訳書（事後審査型一般競争入札においては、提出資料等を含みます。以下「添付資料」といいます。）の送信または提出をしてください。入札書受付締切日時後に送信または提出された入札書および添付資料は、受付をしません。また、提出された入札書および添付資料の引換え、変更または取消しすることはできません。

注：① 電子入札では、参加申請書や入札書等はシステムのサーバに記録された時点で提出されたものとし、また、システムで、これらの情報がサーバに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行ったときは、必ず受信確認通知の表示を確認してください。

② 受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバに到着していない恐れがありますので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、システムのヘルプデスクに問い合わせしてください。

なお、受信確認通知は、提出処理を行ったときのみ表示され、再表示できないので、必要に応じて印刷等を行ってください。

7-2 紙入札による提出方法について

入札参加者で、紙入札の届出をした者の入札書および添付資料の提出は、入札執行者が指定する場所に持参して提出してください。この場合、入札書等は「(工事等の名称)入札書在中」と記載した封筒に入れ封緘して提出してください。

第8 入札辞退について

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して入札を辞退することができます。

注： 入札参加者が他の案件を落札し、当該案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合は、例外として開札手続きが開始されるまでの間に限り、入札書を送信または持参して提出した後においても、辞退届を提出することにより、当該入札を辞退することができます。ただし、辞退届の提出は、開札日時の30分前までに当該工事等の入札を執行する担当者に、辞退届を提出するとともに、辞退の事由を文書（他の案件の落札決定通知書等）により提出してください。

第9 開札について

9-1 開札時の立会いについて

入札執行者が行う電子入札案件の開札には、入札参加者は立ち合うことができません。なお、開札には当該入札に関係のない職員を立ち合わせます。

9-2 紙入札があった場合の処理について

入札執行者は、紙入札による提出がある場合には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて、提出された入札書の入った封筒を開札日時の直前（約5分前）に開封し、入札書の内容を確認したうえ、開札日時経過後、速やかに紙入札を行った者の入札金額をシステムに入力します。

9-3 最低制限価格等の入力について

入札執行者は、予定価格書を開封し、システムに最低制限価格等の入力を済ませた上で、一括開札を行います。

9-4 積算内訳書の内容確認について

入札執行者は、積算内訳書の内容の確認は、開札時に行います。

第10 落札決定について

10-1 落札者の決定について

入札執行者は、開札処理の結果、落札者を決定することができる場合は、電子入札参加者全員に落札決定通知書を送信します。

開札の結果は、入札執行後、設計図書、契約書等と一括して保管します。なお、開札結果には、当該入札に関係のない職員（開札に立ち会わせた職員）に立会人として記名押印させます。また、簡易型一般競争入札および事後審査型一般競争入札においては、開札結果に競争参加資格を確認した職員に記名押印させます。

10-2 くじ引きによる落札者の決定について

入札執行者は、落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合は、システムによるくじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札執行者は、入札参加者からあらかじめ提出され三桁の番号（くじ番号）を基礎として、くじ引きを行います。

注： 紙入札により入札書を提出した者が、くじ番号を入札書に記載しなかった場合、その者

のくじ番号は、「000（ゼロゼロゼロ）」を選択したものとします。

10-3 入札の取止めについて

入札執行者は、次の(1)(2)掲げる場合は、入札を取止めにし、入札参加者に入札の取止め通知書を送信します。

- (1) 入札の執行回数は、原則として2回（入札執行者が特に必要と認めた場合は3回）までとします。なお、落札者がいない場合は、入札の取止めを確認し、システムの入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）に掲載するとともに、システムにより入札した者に対して、入札の取止め通知書を送信します。
- (2) 入札書の受付および締切日時において、不着または辞退により入札した者がいない場合は、入札の取止めを確認し、情報公開システムに掲載するとともに、システムにより入札参加者に対して、中止通知書を送信します。また、入札執行者が定める期間に競争参加資格確認申請等に伴う手続きを行った者がいない場合は、入札執行者は、入札の取止めを確認し、システムにより中止処理を行います。
- (3) 入札を執行して落札者が無い場合で、再度の入札を執行しても落札者が無い場合の随意契約（以下「不落随契」という。）の手續に移行しない場合は、入札の取止めを確認した上、情報公開システムに掲載するとともに、システムにより入札に参加した者に対して、取止め通知書を送信します。

10-4 落札決定の保留について

入札執行者は、落札者を決定するに当たり、落札決定を保留する必要がある場合は、落札決定を保留します。この場合、入札執行者は、落札決定の保留を確認し、システムにより入札者に対して保留通知書を送信します。なお、落札者が決定した場合は、10-1により処理します。

10-5 再度の入札について

入札執行者は、第1回目の入札を執行して、落札者となるべき者がなく、10-3にも該当しない場合は、再度の入札を執行するものとし、再度入札通知書を入札者に送信します。なお、再度の入札を執行する場合の落札者の決定方法等は、10-1に準じます。

この場合、指定した開札日時の経過後、遅滞なく開札の手続きを行います。ただし、再度の入札に参加する全ての者から、再度の入札にかかる入札書が提出されたことを確認したときは、ただちに開札の手続きを行います。

10-6 不落随契について

入札執行者は、不落随契を締結するために見積り合わせを行う場合は、連合その他の不正行為によって行われたと認められる入札を行った者、および最低制限価格を下回った入札を行った者を除き、3者程度に対して、見積通知書を送信します。

この場合、見積通知書の送信を受けた者で、見積書の提出意志がある者は見積書を、見積書の提出意志がない者は辞退届を必ず送信または提出してください。ただし、見積書の締切日時を経過した後にされた見積書の送信または提出は受付しません。

見積書の受付締切日時を経過した後は、遅滞なく第9の開札手続きに準じて見積り合わせの手続きを行います。

第11 契約について

契約の相手方は、入札に使用したICカードの名義人とします。ただし、その者が共同企業体である場合は、構成員全員の代表者等の名義を表示して、契約の相手方とします。

第12 入札情報の公表について

入札執行者は、電子入札による入札情報の公表を、滋賀県が行う公表の例に準じて行います。なお、入札情報の公表は、システムの情報公開システムにより公表します。

第13 システムの運用時間

システムおよび情報公開システムの運用時間は、次のとおりとします。ただし、システムの保守点検等のため、事前予告なく運用の停止または中断をすることがあります。

(1) システム運用時間

8時30分から20時00分まで

(2) 情報公開システム

6時00分から23時00分まで

注： システムは、上記の時間であっても土曜日、日曜日および祝日（国民の祝日に関する法律に定める祝日）は、利用することができません。